

丹荘保育所病後児保育室のご案内

問合せ 町民福祉課 子育て支援担当 ☎0495-77-2112 FAX0495-77-2117

町では、丹荘保育所内に病後児保育室を設置しています。病後児保育室では、病気やけがの回復期にあるお子さんを、保護者の勤務等の都合により家庭での保育や集団保育が困難な場合一時的に預り、看護師や保育士が子どもの体調に合わせて看護や保育を行います。

【対象児童】

次の①から③の条件をすべてを満たす児童

- ①町内に住所を有する児童、または町内の保育所等に在籍する1歳から小学校就学前までの児童
- ②病気の回復期にあり、医療機関による入院治療の必要がないが、安静の確保に配慮する必要があるため、集団での保育が困難な児童
- ③保護者が勤務、傷病、事故、出産、冠婚葬祭その他やむを得ない理由により家庭での保育が困難な児童

【対象となる疾患および回復期の範囲】

- 感冒、消化不良症(多症候性下痢)等の児童が日常罹患する疾病 ⇒ 急性期を経過した以降
- 麻疹、水痘、風しん等の学校保健安全法施行規則(昭和33年文部省令第18号)第19条に規定する伝染性疾患 ⇒ 他の児童に感染するおそれがある感染期を経過した以降
- ぜん息等の慢性疾患 ⇒ 発作が治まった以降
- 骨折、熱傷等の外傷性疾患 ⇒ 症状が安定した以降
- 上記の他かかりつけの医師が病後児保育の利用が可能と判断した病気 ⇒ 医師が病後児保育が可能と判断したとき

【実施場所】

神川町立丹荘保育所(大字八日市222番地1) ☎0495-77-4048

月曜日から金曜日(土日祝・年末年始を除く) 午前8時30分から午後5時まで

※利用できるのは連続して7日間まで(土日祝を除く)

【利用定員】 1日3人(申込順)

【利用料等】 利用料:児童1人当たり1日2,000円・4時間以内1,000円、昼食代等:1日250円

【利用方法】 ※申請書等は町ホームページよりダウンロードできます。

①事前登録手続き

利用を希望する場合は、事前に神川町病後児保育登録申請書の提出が必要です。申請書に必要事項を記入のうえ、町民福祉課に提出してください。登録は随時受け付けています。

②空き状況確認

丹荘保育所へ空き状況を確認し、仮予約をしてください。

③病後児保育診療情報提供書の記入依頼

かかりつけ医を受診し、医師に神川町病後児保育診療情報提供書の記入をお願いしてください。

④本予約

神川町病後児保育診療情報提供書の発行を受けたら速やかに、丹荘保育所へ電話で本予約をしてください。(利用希望日前日の午後4時まで)

⑤利用

利用する当日に神川町病後児保育利用申請書および神川町病後児保育診療情報提供書を病後児保育室に提出し、利用してください。



神川町ホームページ

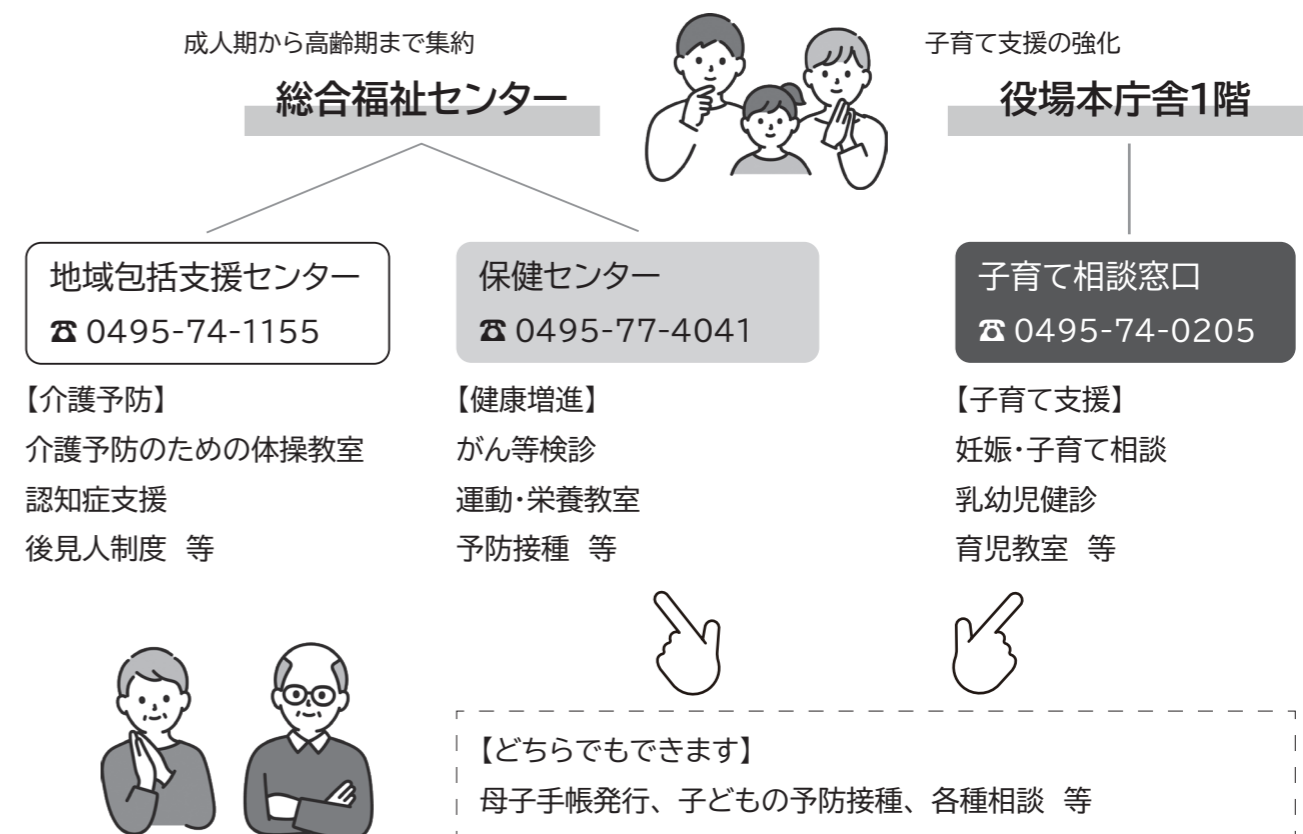
こんにちは 保健センターです

問合せ 保健センター ☎0495-77-4041 FAX 0495-77-0550

令和6年4月1日(月)から保健センターは、

総合福祉センター内へ移転 しました。

令和6年4月より保健センターでの健康増進業務と地域包括支援センターでの介護予防事業を集約し、成人期から高齢期の健康増進・介護予防を一体的に行います。なお、妊娠から子育ての相談はこれまで通り役場内子育て相談窓口で、乳幼児健診などの事業は保健センター分室(役場本庁舎裏)で行います。



保健センター移転先

〒367-0246

神川町大字関口90番地

開館時間 午前8時30分～午後5時15分

☎0495-77-4041 FAX0495-77-0550

(電話・FAX番号に変更はありません)

